

最低工賃の廃止決定に関する公示

長崎労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成13年長崎労働局最低工賃公示第1号）を令和8年4月21日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年4月22日

長崎労働局長 高西 盛登